

台風第15号等に係る住宅修繕緊急支援事業の開始について

1 趣旨

令和元年台風第15号等により、半壊又は一部損壊した住宅について、耐震性の向上等に資する修繕工事に対する補助事業を開始しましたので、概要について御説明します。

なお、当制度については、1月の広報よこはまに掲載しています。

2 住宅修繕緊急支援事業の概要【台風15号等による被害が対象】

ア 対象となる方

対象災害により次のいずれにも該当する方

- ① 半壊又は一部損壊のり災証明書が交付された住宅の所有者
- ② 自らの資力では住宅の修繕を行うことができない者

イ 対象工事

対象災害により次のいずれにも該当する方

- ① 令和元年9月9日以降に着手したもの
(工事が既に完了しているものも対象となります)
- ② 損傷した屋根※1又は外壁等※2について耐震性の向上等に資する修繕工事※3

※1 屋根材(棟・破風・軒裏を含む)の張替等及び関連工事が対象ですが、雨樋のみの工事は対象外です

※2 外壁の補修とともに筋交い、構造用合板、破損した柱等の構造部材の修繕を行うものが該当します
バルコニーは対象外です

※3 「耐震性等の向上に資する修繕確認書」により確認します(建築士または施工業者による証明が必要)

- ③ 補助対象となる工事に要する費用が10万円以上(税込)であるもの

ウ 補助金額 補助対象工事費の20%(上限30万円)

エ 受付期間 令和元年12月20日(金)～令和2年3月10日(火)

オ 相談受付 市役所建築局住宅政策課

【担当】 建築局住宅政策課 伊藤・城向・齋藤
【連絡先】 671-3975